

# 貸渡約款

## 第1章 会員

1. 会員資格は、年齢21歳以上で、普通自動車運転免許証を取得してから1年以上経過しており、この会員規約を承諾の上でJINAUTO RENT-A-CARメンバーズクラブ（以下「当会」という）に入会の申し込みをされ、当会の審査承認を受け正式な会員となる。尚、未成年者の場合、保護者の同意があれば入会の申し込みができるものとする。

## 第2章 会員区分

1. 当会は個人会員・グループ会員・法人会員に分類する。
2. 個人会員は会員申し込みを行った本人のみが、当会サービスを利用できるものとする。
3. グループ会員は申し込みを行った会員が認める他2名までが当会サービスを利用できるものとする。但し申し込み時に申告が必要。
4. 法人会員は申し込みを行った法人の社員が当会サービスを利用できるものとする。但し利用時に、社員証などを提示していただく場合があります。

## 第3章 年会費

1. 会員は会員資格の取得時(有効期限は1年間)及び更新時に現金を持って別途定める所定の年会費を支払うものとする。

## 第4章 カードの発行と管理

1. 当会は会員本人に対して、JINAUTO RENT-A-CARメンバーズカード（以下「カード」という）を1枚貸与します。
2. 会員は当会からカードを貸与された場合は、ただちにカードのご署名欄に会員ご自身の署名をしていただきます。
3. カードの所有権は当会に属します。
4. 会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管します。
5. カードを貸与された会員ご本人のみがご利用できます。但しグループ会員はほか2名まで、法人会員は法人会員の社員とする。
6. 会員はカードを他人に貸与、譲渡又は質入するなど、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
7. 前項に違反してカードが使用された場合、使用料金の支払いその他カードより生ずる一切の責任を会員が負うものとします。

## 第5章 カードの紛失・盗難

1. カードの紛失・盗難などの場合、当会に対しましてに所定の届出をしていただきます。
2. カードの紛失・盗難などにより、他人に不正使用された場合は会員の責任となります。ただし、会員に故意または重大な過失が無い限り、前項の届出をされた日以降、カードが使用された場合は会員の責任は問いません。

## 第6章 カードの再発行手数料

1. 会員は当会に対し、カードの再発行に伴い、所定のカード再発行手数料をお支払いいただきます。
2. すでに支払い済みのカード再発行手数料は、退会又は会員資格の喪失となった場合、その他理由の如何を問わず返却いたしません。

## 第7章 更新

1. カードの有効期限は当会が定める期間までとし、カードの表面に記載します。
2. カード記載の有効期限以降、ご利用される場合は更新手続きを行っていただきます。
3. 更新方法は当会が別途定める方法によります。
4. 会員資格・サービスの提供は、カードの更新発行をもって継続されます。

## 第8章 届出事項の変更

1. 会員が当会に対して届け出た、住所・氏名・電話番号・勤務先・運転免許証記載内容などに変更が生じた場合は直ちに、当会へ所定の手続による届出を行っていただきます。
2. 前項の届出が行われなかったり、届出内容に不備があり当会からの通知、又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。その際、会員に不利益が生じた場合、当会は一切の責任を負いません。

## 第9章 退会

1. 会員は退会する場合、所定の手続を行うとともに、ただちにカードを当会に返却していただきます。尚、当会に対する未払い債務がある場合には、退会時に全額お支払いいただきます。
2. 会員が次の各号に該当した場合、その他当会が会員として不適当と認めた場合、当会は何ら通知・催告を要せず、カードの使用停止又は会員資格を取り消すことができます。尚、この場合、会員はただちにカードを当会へ返却するものとします
  - ① 虚偽の申告をした場合
  - ② 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
  - ③ 会員が本規約、及び貸渡約款に違反した場合

- ④ 当会に対する貸渡料金等の債務の備考を怠った場合
  - ⑤ 会員が借受中、重大な交通事故・交通違反を行った場合
  - ⑥ その他会員が適当で無いと認めた場合
3. 退会時、有効期限の残余がある場合でも年会費の返却はいたしません。

#### 第 10 章 個人情報の取り扱い

1. 当会は会員が届出た情報に関し、当会及び機密保持契約を結んだ協力企業以外に会員の個人情報を開示することは原則として行いません。但し以下のケースにおいて個人情報を開示する場合があります。
- ① 会員が個人情報開示に同意している場合
  - ② 法令により開示を求められた場合
  - ③ 当会が、本サービスの利用動向の分析のため収集した統計個人情報(個人を特定できない情報等)を開示する場合

#### 第 11 章 管轄裁判所

- 1.本サービスに関して、会員と当会の間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意を持って解決するものとします。協議をしても解決しない場合、当会管轄の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

## 保険・免責補償制度

- レンタル料には保険は含まれております。
- 免責補償加入料・1日につき1,050円（税込み）。
- 万が一、事故を起こされた場合、対物補償（相手の車）と車両補償（レンタカー）には修理の一部負担金として免責5万円ずつお支払いが借受人に発生します。  
但し、免責補償に加入されますと免責お支払いの必要はありません。  
例：駐停車している車に一方的にぶつかって100%悪い場合、対物補償（相手の車）の免責5万円と車両補償（レンタカー）の免責5万円、最高で10万円のお支払いが発生します。

### 保険が使えない事故

- 単独で物とぶつかってしまった場合（例：壁・電柱・木・ガードレール等）や相手の特定できない事故（例：当て逃げ・駐車中のいたずら等）
- 飲酒・薬物使用・無断延長・無免許運転・当社に承諾なしに示談した場合
- 故意によって生じた損害
- 事故現場より警察及び当社への所定の手続きが取られてない場合  
損害の大小・相手の有無・加害・被害に関わらず警察及び当社にご連絡ください
- 使用・管理上の落ち度があった場合  
キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合・迷惑駐車などに起因した損害・室内装飾の汚損・装備品の損失・海岸や河川敷などの走行による損害など
- 転貸・借受人及び貸渡時にお申し出いただいた運転者以外の運転による事故

### ハン・オペレーション・チャージ

- 免責補償ご加入にかかわらず、万一事故を起こされ車両の修理が必要になった場合、修理期間中の営業補償の一部として下記の金額をその損傷の程度や修理の所要時間にかかわらず無く申し受けます
  - ① 予定の営業所に車両が返還された場合（自走可能な場合） 20,000円
  - ② 自走不可能な場合 50,000円
  - ③ 全損の場合 100,000円

### オーディオ・カーナビ・電装品の故障について

- 出発時の点検はしていますので貸渡し中のオーディオ・カーナビ・ETC等電装品の故障による損害（目的地に到着できなかった等）につきましては当社では責任は負

いかねます。

## 駐車違反をされた場合

- お客様が借りられた車が違法駐車をした場合、駐車違反金が生じます。その場合、即警察の方に出頭していただき、納付書を持参の上、定められた駐車違反金を納めてください。

返却時までに出頭・違反金の納付ができなかった場合は、借りられた営業所にて駐車違反保証金として金3万円を預かせていただきます。

なお、この保証金は駐車違反金納付後、お預かりした営業所にて領収書と引き換えにご返金いたします。

## 無断延長

- 契約時間を過ぎて連絡がない場合無断延長とみなし、以後当社での貸し出しをお断りすると共に、当社の方で車の引き上げ等させていただく場合があります。
- 営業時間 8:00~20:00 までですので 20:00 を過ぎますとご返却できませんので、翌日の 8:00 以降のご返却となり、延長料を頂くこととなります。
- また、ご出発後契約プランの変更はできませんのでご了承下さい。